

(別表8)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算による月額手当一覧表2023

(適用期間 2023.6~2024.5)

※手当支給対象者 勤続3年以上の常勤職員			A		B			C			
グループ			経験・技能のある障害福祉人材		他の障害福祉人材			その他の職種			
勤続年数	等級	介護福祉士資格	あり			なし					
	1~5等級	前年度年収440万円以上	※対象外※								
10年以上	4~5等級	前年度年収440万円未満	A0	※個人による※					C0	※個人による※	
	1~3等級 T1等級	あかつき学 園	役職者・夜勤者	A1	22,000			B41	3,000	C1	3,000
			その他	A2	17,000						
		あさひ学 園 制限有	役職者	A3	12,000						
その他											
10年未満	1~3等級 T1等級	あかつき学 園	役職者・夜勤者			B11	17,000	B42	2,000	C2	2,000
			その他			B12	12,000				
		あさひ学 園 制限有	役職者			B21	15,000				
			その他			B22	10,000				
8年未満	1~3等級 T1等級	あかつき学 園	役職者・夜勤者			B23	5,000	B42	2,000	C2	2,000
			その他			B31	13,000				
		あさひ学 園 制限有	役職者			B32	8,000				
			その他			B33	3,000				
5年未満	1~3等級 T1等級	あかつき学 園	役職者・夜勤者					B42	2,000	C2	2,000
			その他								
		あさひ学 園 制限有	役職者								
			その他								
3年未満	※対象外※										

※勤続年数は令和5年4月1日を基準とする。

※夜勤者とは、支給月の前月に夜勤業務を行った職員。

※福祉人材・・・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、
介護職員、生活支援員、保育士、児童指導員、介助員、世話人、
登録ヘルパーのいずれかの辞令を受けた職員

1. Aグループ「経験・技能のある福祉人材」

・・・ 勤続10年以上ので上記職種の職員で下記の資格を有する職員

○介護福祉士 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○保育士

2. Bグループ「他の福祉人材」・・・Aグループ以外の障害福祉人材

3. Cグループ「その他の職種」・・・A・Bグループ以外の職員